

令和3年3月18日

関係各位

日本商品先物振興協会

臨時総会の議決事項について

本日（3月18日）開催した第23回臨時総会におきまして、議決された事項についてお知らせいたします。

第1号議案 令和3年度事業計画及び同収支予算について

以下の通り承認されました。

【令和3年度事業計画】

1. 総合取引所体制下での会員の円滑な事業展開に向けた取組

会員のほとんどが商先法・金商法の双方にまたがって事業展開することを踏まえて以下の取組みを行う。

（1）課題の抽出・整理

東京商品取引所・大阪堂島商品取引所、大阪取引所（J P X）に係る商品先物取引を取扱う会員企業の課題の抽出・整理、関係機関への情報提供

（2）意見具申

会員から収集した意見に基づき課題を整理し、必要に応じて関係諸機関に対し意見具申を行う。

（3）意見聴取・意見交換

必要に応じて関係諸機関と会員との意見交換の場の設定を行う。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組（継続）

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

税制改正大綱（令和2年12月10日公表）において、「時価評価課税の有効性や課題」という文言が盛り込まれたことから、令和3年度は特に損益通算の実現と時価評価課税のバランスについて会員の意見を踏まえて対応していく。

3. 協会ホームページを通じた各種情報の発信（継続）

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- (1) コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- (2) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- (3) コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
- (4) 出来高、取組高推移等の統計情報

【令和3年度収支予算】

【収入の部】

前年度予算額

会費収入	0円	(前年度同様)
雑収入（入門書印税、パンフレット等頒布代金、預金利子等）	50千円	(50千円)
運営準備預金取崩収入	26,000千円	(29,000千円)
	(令和2年度決算見込額 23,000千円)	
	*令和3年度期首運営準備預金残高見込	72,424千円
前期繰越収支差額	801千円	
収入合計	26,851千円	(29,539千円)
	(令和2年度決算見込額 23,927千円)	

【支出の部】

1. 経常的支出	21,205千円	(23,893千円)
(1) 制度改善推進事業費	2,177千円	(2,115千円)
(2) 企画調査事業費	1,914千円	(3,784千円)
(3) 協会情報発信費	4,054千円	(4,938千円)
(4) 事務所賃料等	539千円	(535千円)
(5) 役職員人件費	12,521千円	(12,521千円)

2. 日経常的支出	5,646 千円	(5,646 千円)
(1) 退職給付引当預金繰入支出	4,646 千円	(4,646 千円)
(2) 予備費	1,000 千円	(1,000 千円)
支出合計	26,851 千円	(29,539 千円)

第2号議案 定款改正

総合取引所発足により会員のほとんどが、金融商品取引業の登録を受けた。このことに対応するために所要の改正を行うことについて承認された。改正箇所は以下の通り。施行日は本日付け。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、時代の要請に即応した商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に規定するものまたは、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第二十五号、以下「金商法」という。）第2条第8項第1号に規定するもの</u>をいう。以下同じ。）に関する制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品デリバティブ取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品デリバティブ取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する商品先物取引業者又は<u>金融商品取引業者</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、時代の要請に即応した商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品デリバティブ取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品デリバティブ取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する商品先物取引業者とする。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="523 436 587 470" style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p data-bbox="300 488 794 566">この定款の変更は、令和3年3月18日 から施行する。</p> <p data-bbox="300 577 794 611">*改正条文：第3条及び第5条を改正。</p>	

以 上

<p>本件に関するご照会先</p> <p>日本商品先物振興協会 谷 口</p> <p>電話 03-3664-5731</p>
